

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	藤本 誠
主論文題名：				
古代国家仏教と在地社会				
<p>(内容の要旨)</p> <p>本論文は、古代日本における在地社会の仏教の具体相について、平安時代初期に成立した仏教説話集『日本国現報善悪霊異記』（以下、『霊異記』）と同時期の説法の手控えと考えられる『東大寺諷誦文稿』（以下、『諷誦文稿』）の史料論的考察を基礎として検討を加えるものである。</p> <p>六世紀中頃に百済から伝来した日本の仏教は、大王家・中央豪族層が受容し、七世紀後半までに地方豪族層に至るまで急速に普及したが、在地社会のどの階層にまで浸透したかについては長らく解明されていなかった。しかし、一九七〇年代から一九八〇年代の考古学の発掘成果により、八世紀後半から九世紀の集落遺跡から「村落内寺院」と呼称されている村落・集落レベルの仏教施設がみつかるようになり、一村落レベルにまで仏教が浸透していたことが明らかとなってきた。古代仏教の一村落レベルの仏教の具体相を明らかにすることは、日本の仏教が、仏教伝来以来二〇〇年を経て漸く社会全体に浸透したことを示すことのみならず、古代仏教が総体としてどのような特質を有しているかを明らかにする上でも重要な意味を持っている。</p> <p>以下、本論の構成に従って内容を略述する。</p> <p>序章「問題の所在」では、戦前から一九七〇年代までの間と一九八〇年代以降の古代仏教史研究の動向を整理し、在地の仏教が正当に位置づけられていなかったことを指摘し、また近年提起された吉田一彦氏の国家仏教論批判及び古代仏教多様論の問題点を示した。</p> <p>日本古代史研究では、一九八〇年代後半以降、考古学の発掘成果を受け、宮瀧交二氏による『霊異記』の「堂」を素材とした一村落レベルの仏教の研究や、鈴木景二氏による『諷誦文稿』を史料とした、官大寺僧の都鄙間交通と在地社会の仏教の関係について考察した研究も見られるようになった。本論文は、このような近年の研究動向の延長線上にあるが、上記の諸研究においても基礎史料となる『霊異記』と『諷誦文稿』の二史料について、史料論的検証が十分になされているとは言い難い現状にある。そこで本論文では、『霊異記』については先行する中国仏教説話との関係についての比較検討を行い、『諷誦文稿』については中国の礼懺儀礼類や仏典等の諸史料との比較検討を行った。その結果、二史料は古代国家の派遣した遣唐使等によって齎された中国仏教の知識の大きな影響を受けながらも、官大寺僧が日本古代の在地の仏教に適合するように改変した史料であることが明らかとなった。そこで二史料について、在地社会の仏教を考察する上での独自の価値を有する史料と位置づけた上で、在地社会における仏教の具体相について考察することとした。</p> <p>また日本仏教史研究においては、戦前までの研究では、黒板勝美・辻善之助・家永三郎などの仏教史研究者たちによって、古代仏教は国家仏教と規定され、在地の仏教は無</p>				

視されるか文化史の一部として扱われてきた。戦後になって一九八〇年頃までは、二葉憲香・井上光貞・田村円澄などの仏教史研究者たちが登場し、とくに二葉氏によって示された律令仏教・反律令仏教という枠組みを井上光貞氏が発展させ、古代仏教を律令国家による保護と統制という側面を重視した律令的国家仏教と規定し、それに対立・対置されるものとして行基を代表とする大乘主義的な民衆仏教を位置づけた。この枠組みは古代史研究者・仏教史研究者によって広く受容継承されたが、一九八〇年代後半になって、吉田一彦氏が古代仏教を国家仏教として一括りにするのではなく、国家の仏教を宮廷の仏教・地方豪族の仏教・民衆の仏教と並列的にとらえるべきとする古代仏教多様論を提起し、現在の仏教史研究において重要な位置を占めるに至っている。しかしながら、本論文では、在地社会とりわけ古代村落の「堂」における仏教の具体相の復元から、在地社会の古代村落レベルの階層に至るまで国家仏教を担った官大寺僧の活動とその影響力が大きいことを論証し、一村落レベルの支配者層は、官大寺僧を媒介として国家仏教を在地支配のイデオロギーとして変容させたかたちで積極的に取り込んでいたことを明らかにした。上記の考察によって、古代仏教は各階層の多様な仏教が並立していたのではなく、官大寺僧が一村落レベルの仏教にまで大きな役割を担っていた事実が明らかとなったことから、古代仏教は全体として国家仏教として把握されるべきことを指摘することとした。

以下、本論の構成に従って内容を略述する。

第一部「日本古代仏教史料論」では、日本古代の在地の仏教を考察するための基礎史料である『靈異記』と『諷誦文稿』の史料論的考察を行うことにより、中国史料からの影響関係を踏まえた上で、日本古代の在地の仏教を考察する史料としての基本的性格について検討を加えた。

第一章「『日本靈異記』研究史」では、日本古代史・日本文学における『靈異記』研究史を整理した。『靈異記』研究における方法論的課題としては、説話内容の一部のみを「史実」として断片的に評価したり、『靈異記』から抽出される個々の要素を编者景戒の思想的営為とし景戒の作品論として収斂させる傾向がある。しかし、以前から『靈異記』には原史料の存在を示す痕跡が多数指摘されてきたことに加え、近年『諷誦文稿』の史料論的考察が進み、『靈異記』との比較検討から『靈異記』所収の説話が法会の説法で語られていた蓋然性が高いことが明らかとされていることなどから、『靈異記』編纂以前の原史料の存在とそれを生み出す場としての仏教儀礼など、重層的に存在する説話作成の場に関わる歴史的背景を重視すべきことなどを論じた。

第二章「『日本靈異記』と中国仏教説話（一）一化牛説話を素材として一」では、『靈異記』の化牛説話（寺物を盗んだ者が寺の牛に転生する話）は、中国の畜類償債譚（窃盗をした者が様々な畜生に転生する話）の説話構造の大きな影響を受けながらも、転生する畜生は牛に限定され、窃盗物が「寺物」などの仏物にほぼ限定されるなどの内容から日本独自の説話群として成立したことを論じた。具体的には古代村落の仏教施設である「堂」を舞台とする説話では中国の畜類償債譚にみえる救済譚（最終的に畜生が救済される話）の話型が用いられ、「堂」より上位階層の建立した仏教施設である「寺」を舞台とする説話では畜類償債譚の悪報譚（畜生が救済されない話）の話型が用いられていたことを指摘した。この相違は「堂」が檀越の家の経営と一体化されて経営されていたのに対し、「寺」は檀越の家の経営とは別に経営をなされていたことによる経営のあり方の相違と深く関わっていたと推定されることから、化牛説話作成時における話型の選択は、「堂」と「寺」における仏教のあり方に規定されたものであった可能性が高いことを論じた。またそのような『靈異記』の化牛説話成立の背景として、奈良～平安

時代初期において、「寺」・「堂」（を所有する「家」）の「産業」の中核的労働力として牛が存在し、在地の「寺」・「堂」（を所有する「家」）の周辺において治田が耕作され、牛耕が身近な風景として行われていたことを推定した。

第三章「『日本靈異記』と中国仏教説話（二）一冥界説話を素材として一」では、『靈異記』の冥界説話を素材として考察した。これまで序文にみえる『冥報記』や『金剛般若經集驗記』など唐代の仏教説話集・靈驗記を中心に考察されてきたが、本章では六朝隋唐期の仏教説話と比較した結果、五世紀成立の仏教説話集『冥祥記』からの用語や説話構造が、『法苑珠林』などの仏教類書などを媒介として、『靈異記』の冥界説話へ直接的な影響を及ぼしていたことを指摘した。また『靈異記』の冥界説話は、中国の冥界説話の説話構造を利用しながらも、その描写に平城京（平城宮）とそこから各地に延びる古代官道のイメージが投影されており、その背景には、奈良時代後期から平安時代前期にかけて平城京から地方の寺堂に赴き説法をし、説話を地方から平城京へ運搬する役割を担っていた官大寺僧の都鄙間交通があったことを推定した。

第四章「『東大寺諷誦文稿』の基礎的考察」では、『諷誦文稿』の史料的性格について考察した。『諷誦文稿』の史料性については、先駆的な中田祝夫氏の研究により、“様々な法会で用いられた断片的な文例の記した手控え、とされ通説となっていたが、本章において、①紙背文書の紙数との関係から首尾一貫した史料と想定されること、②式次第として整備するための見出しが多数確認できること、③『集諸経礼懺儀』・『入唐求法巡礼行記』・『儀式』にみえる法会内容との比較から、冒頭部の内容が平安初期における新羅・唐・日本における法会とほぼ共通すること、などの諸点から首尾の揃った在地社会で催された法会の式次第であり、当初用いられた法会次第に加筆を中心とした書き入れを加え、つぎの法会に向けて整備を行う過程にある史料であったと位置づけた。

以上、第一部では、『靈異記』や『諷誦文稿』が八世紀から九世紀前半に古代国家により派遣された遣唐使等によって請来された東アジア世界の諸文献、とりわけ中国の仏教類書・仏教説話集や礼懺儀礼のテキストなどの強い影響を受けて成立しながらも、在地における仏教のあり方や官大寺僧の世界観が投影し、日本古代の在地社会の仏教の諸様相を示す独自のテキストとして成立した史料であることを明らかにし、在地の仏教を考察する上での基礎史料として位置づけた。

第二部「日本古代の在地社会の仏教の構造と特質」では、古くから議論されている『靈異記』にみえる「堂」と「寺」の区分を指標として、『靈異記』における表記形態と用法、造営主体の社会的階層、古代村落の「堂」の法会の特質などの諸側面から考察を加え、在地社会の仏教の階層性の存在と宗教的構造の特質を示した。

第一章「『日本靈異記』の仏教施設と在地の仏教」では、直木孝次郎氏の先駆的研究以来、近年まで多くの議論が積み重ねられている『靈異記』の「堂」と「寺」の区分を解明するために、まず従来「堂」と「寺」の“混用、の事例とされていた二説話（中巻五話・下巻二三話）について『靈異記』の表記形態を分析した結果、固有名称としての〇〇堂という用法と、仏教施設全般を示す一般名称としての「寺」としての用法が、同一文章に用いられていた事例であり“混用、ではなかったことを指摘した。つぎに、直木説において最上位の「堂」とされた下一七の「弥気山室堂」と最下位の「寺」とされた下二八の「貴志寺」の二話の類話の比較考察から、「堂」と「寺」が圍繞施設の有無などの伽藍形態・檀越の経済力・宗教者の存在形態においても明確に区別されていたと考えられることを論じた。

附論一「近年の東国集落遺跡における仏堂遺構について」では、近年の考古学におけ

る東国集落遺跡の発掘調査に基づく研究成果のうち、代表的な須田勉氏と笹生衛氏の学説の論点を整理した。それらによれば、考古学的に明らかにされた仏堂遺構の特徴として、①圍繞施設がなく村落と未分化であること、②八世紀後半から九世紀後半までの間に二～三時期の変遷があり、主要建物はどの時期でもあるが、倉や僧坊風建物などの付属施設は時期によって増減すること、③主要建物に付属する倉が近接しており、一体的に管理されていたこと、④各地域において初期寺院や国分寺や大神社などとの関係で仏教遺構が成立していること、⑤在地には多様で重層的な信仰構造が存在したこと、⑥東日本各地の集落遺跡で発掘された多数の双堂建築は、中央の双堂建築の事例から悔過の勤修をするための仏教施設であったと推定されることなどの諸点があげられるが、本論文における『靈異記』・『諷誦文稿』の「堂」の考察結果と多くの点で対応関係にあり、東国の集落遺跡における仏堂遺構は、『靈異記』の「堂」と同じく一村落内の仏教施設と位置づけるべきであることを指摘した。

第二章「『日本靈異記』の仏教施設の造営主体—「堂」を中心として—」では、「寺」の造営主体について、①具体的に「大領」・「少領」と職名が記されている郡領氏族か、②出身地表記が「国＋郡＋人」の形式をとり複数村落に影響力を有する郡内の有力者クラスという二階層が存在したことを推測し、「堂」の造営主体については、「家長公」という一村落内・集落内の「家号」的呼称を有する人物か、出身地表記が「国＋郡＋郷（里・村）＋人」という人物であることなどから、一村落内の有力者であったことを推定した。

第三章「『東大寺諷誦文稿』の「堂」と在地の仏教—「慰誘言」を中心として—」では、『諷誦文稿』の「慰誘言」という次第の考察から、古代村落の「堂」の法会で語られていた内容は、（一）「堂」の檀越を“人々を浄土に誘う観音菩薩、に擬えて讃えるものであったこと、（二）堂名に村落名を冠する根拠として、檀越の先祖と関わる村落起源伝承と堂建立伝承が一体的に語られ、檀越の氏による村落支配と檀越の氏を中心とする仏教受容の正統性を主張するものであったこと、（三）土地の支配と関わる土地讃めの系譜を引く〈堂讃め〉を含むものであり、総じて檀越の村落支配者としての権威を讃える内容であったことを明らかにした。すなわち、古代村落の「堂」は、これまで指摘されてきたような単なる村人の仏教信仰の場というよりも、村落の支配者層の支配拠点の場であったといえる。また「堂」の法会の聴衆については、①檀越の親族・同族、②村落内の人々、③村落内の貧窮者・障害者という三種類の人々によって構成されており、特に③の檀越が扶養している貧窮者・障害者の存在は、檀越の仁徳や慈悲を象徴するものとして法会の中に位置づけられ、（一）～（三）に見られる檀越の村落支配者としての権威を補完するものであったと推測されることをも合わせて指摘した。なお「堂」の檀越については、男性のみならず男女ペアや女性の檀越の場合もあったことも想定されることを指摘し、これは先行研究で指摘されている「里刀自」などの一村落内の女性統率者を意味するものと推定した。

第四章「日本古代の在地社会の法会の特質—僧侶を中心として—」では、『諷誦文稿』の「卑下言」を手がかりとして考察し、古代村落の「堂」の法会の際は、官大寺僧のみならず、在地の「寺」の僧と考えられる「衆僧」・「高名の有徳」や、在地で教化活動をしていた「能化の聖等」などの、在地で活動する様々な僧侶が参集し、導師である官大寺僧によって称賛されていたことがわかり、在地における重層的な宗教構造が可視化される場であったことを指摘した。また『諷誦文稿』を使用した官大寺僧の活動範囲が、実際に「東国」に及んでいたこと、その要因の一つとして「仏法東流」の理念が存在した可能性についても合わせて論じた。

附論二「『続日本後紀』天長十年十二月癸未朔条の「岡本堂」について」では、『続日本後紀』天長十年（八三三）十二月癸未朔条の「岡本堂」について考察を加え、「岡本堂」がこれまで指摘されてきたような賀茂神宮寺ではなく、古代村落の「堂」であったことについて指摘し、当該条によれば、檢非違使により一度「破却」されたが賀茂大神を供養しているために再建を許したという内容であることから、古代国家は古代村落の「堂」も宗教統制の対象としていたが、「堂」で供養されている神仏まで把握されているわけではないことから日常的に古代国家の管理下にはおかれていたわけではなかったことなどを指摘した。

以上、第二部では、八世紀後半から九世紀前半において、古代村落には一村落レベルの有力者を造営主体とする「堂」が成立していたこと、「堂」と「寺」との間には、伽藍形態・造営主体の社会的階層や宗教者のあり方などから明確な相違があり、在地社会には「堂」—「寺」という仏教施設の階層性が形成されていたことを指摘した。また古代村落と密接に結び付いていた「堂」の法会は、中央からの官大寺僧が導師を務め、彼らが檀越の村落支配者としての権威を讃えあげる場として機能し、檀越の氏による村落支配と密接に係わる拠点であったと位置づけられる。また同時に、在地で活動する様々な僧侶の関わる場であり、中央の官大寺僧のみならず、在地の上位権力であったと考えられる「寺」との関係も含めた檀越を中心とする古代村落共同体の宗教的構造が可視化される場であったことを推定し、古代村落の「堂」の法会の実態を具体的に復元した。

第三部「『日本霊異記』と在地の仏教の諸相」では、日本古代の各地域における仏教の具体相について、『霊異記』の個別説話及び関連史料を中心として考察し、在地における仏教の多様な様相及び機能について明らかにした。

第一章「『日本霊異記』の紀伊国説話と在地の仏教—上巻第五を中心として—」では、『霊異記』上五の紀伊国名草郡の郡領氏族と同族である宇治大伴連氏の先祖の大部屋栖野古の顕彰譚を分析し、「寺」の造営主体と想定される宇治大伴連氏の仏教は、先祖の事績を喧伝することにより、①天皇に奉仕する手段、②中央豪族であり同祖同族関係を結んでいたと考えられる大伴宿禰氏と結びつくための手段、③先祖の事績を継承する者として在地における影響力を発揮する手段など、仏教を媒介として天皇権力や中央豪族層の権力と結びつこうとする志向性があり、その内容は在地支配と関わる様々な政治的機能を有していたことを指摘した。

第二章「『日本霊異記』における備中国説話と在地の仏教—上巻第二九を素材として—」では、『霊異記』上二九について文献史料と考古資料から考察し、本話の原史料が八世紀における備中国西部を舞台とし、吉備地域において大きな勢力を有していた下道朝臣氏と同祖同族関係を結んでいた白髪部氏と小田郡の郡領氏族である小田臣氏との対抗関係に基づき、小田臣氏が白髪部氏を弾劾するために作成された可能性を論じ、在地の仏教の政治的側面について論じた。

第三章「御毛寺知識経と紀伊国の在地の仏教」では、これまで『霊異記』下一七の「弥気山室堂」と同一の仏教施設とされてきた御毛寺知識経の奥書にみえる「御毛寺」・「御気院」について基礎的考察を加え、『霊異記』の「弥気山室堂」と比較すると、①知識に関与する集団と地域的な広がり異なること、②伽藍形態とりわけ圍繞施設の有無という点において異なっていること、③御毛寺知識経が天平十三～十四年（七四一～七四二）であるのに対し『霊異記』は宝亀二年（七七一）の話とされており、史料の成立年代に少なくとも三十年の開きがあることなどから「御毛寺」「御気院」と「弥気山室堂」は異なる仏教施設であることを推定した。また、御毛寺知識経は中央下級官人者層が同族関係を媒介として平城京における仏教的知識を在地に齎していた可能性につい

ても合わせて指摘した。

第四章「『日本靈異記』の悪報譚の構造と特質—仏法迫害説話を中心として—」では、僧侶迫害説話を中心とした『靈異記』の悪報譚について考察し、主に『法苑珠林』所収の六朝隋唐期の説話と比較することにより、僧侶迫害説話は中国説話の直接的な影響を受けずに独自に成立した話型であることを指摘した。具体的には、『靈異記』に複数見られる”僧侶を迫害した悪人が死亡する”という先鋭的なプロットは、各地域に赴いた官大寺僧が在地の支配者層の関与の下、仏法不信者を実際に糾弾するために作成した蓋然性が高いことを指摘した。僧侶迫害説話は、従来、景戒や官大寺僧の思想との関連で捉えられてきたが、プロットの独自性や舞台設定、また説示の多様性に着目するならば、編者や説話作成者の観念的な思想的営為の問題に収斂させるべきではなく、実際に説話が語られた法会の催される在地社会の情勢や執筆した官大寺僧の現実的認識などに規定されて成立した可能性を論じた。

以上、第三部の考察は、『靈異記』の各説話を地域史の中に位置づけた上で子細に考察することにより、在地の仏教とは、国家仏教を担っていた官大寺僧・中央下級官人層を媒介として平城京の仏教的知識が齎され、また中央や在地の上位権力と結びつくことにより、郡領層・郡内の有力者・一村落レベルの有力者などによる在地支配を補完するための様々な政治的機能を包含する性質を有するものであったことを明らかにした。

終章「総括—古代仏教と在地社会」では、本論文の総括として、古代日本において七世紀後半から八世紀には鎮護国家の仏教として確立した仏教は、八世紀後半には国家仏教を担っていた官大寺僧や中央下級官人層によって在地社会に齎された結果、在地の支配者層と強く結びつき、政治的側面を強く有した仏教として成立したことを論じた。在地における仏教受容主体となった郡領氏族・郡内の有力者と古代村落の有力者などの諸階層は、そのような国家的・中央的権威を纏った仏教の単なる受容客体であったわけではなく、各地域・階層それぞれの状況に応じて在地支配の手段として積極的に受容したのである。したがって、古代日本における在地社会の仏教とは、まさしく在地の支配者層によって、国家仏教を在地支配のために変容させた形態で受容された仏教であったと結論づけた。

また、本論文で考察した八世紀後半から九世紀前半における古代村落の「堂」の仏教の受容主体の性格について、第二部第三章にて論じたように、檀越の先祖による村落起源伝承（土地開発伝承）と堂建立伝承を法会で語ることにより、村落支配の正統性を主張していたことを重視し、これまでの日本古代史研究で深められてきた「村落首長」的な性格を有するものと位置づけ、「堂」の成立の史的背景には、村落首長の性格を有する有力者の“富豪化、”という現象が存在したことなどを指摘し、一村落レベルの仏教を「富豪化した村落首長層の仏教」と位置づけた。

最後に、序章にて触れた古代仏教史研究における位置づけについてまとめておきたい。戦後から一九八〇年代後半までは、井上光貞氏の所説に代表される律令的国家仏教とそれに対立する民衆仏教という構図で把握され、一九八〇年代後半以降、吉田一彦氏により古代仏教を各階層による多様な仏教が並立して展開するという見解が出され、国家仏教の役割を相対化する方向へ向かった。しかしながら、本論文の考察によれば古代仏教における国家仏教の影響力は軽視できず、吉田説においても再検討の余地があることが明らかとなった。具体的には、第一部において在地の仏教を考察する上での基礎史料である『靈異記』・『諷誦文稿』が中国仏教史料の直接的な影響を受けており、官大寺僧が古代国家の派遣した遣唐使などによって齎された史料を用いて作成したものであることを指摘した。また第二部では、古代村落の「堂」の法会において、中央的権威と仏教

的知識を有した官大寺僧が導師として請来され、参集した在地の僧侶と「堂」の檀越を讃えることによって、古代の官大寺僧は一村落レベルの仏教にまで関与し、村落支配にまで関わる重要な役割を担っていたことを明らかにした。したがって、八世紀後半から九世紀前半の古代日本の仏教は、国家に生産され国家仏教を担っていた官大寺僧が一村落レベルの仏教である「富豪化した村落首長層の仏教」にまで関与し、官大寺僧の出身母体である貴族層や地方豪族層とも関わっていたとすれば、当該期において官大寺僧は古代社会の仏教全体と密接に関わる存在であったと理解することができる。そのような国家により齎された中国仏教の影響や国家により生産された官大寺僧の活動とその影響こそが、中世・近世・近代仏教と大きく異なる古代仏教の大きな特質として重視されるべきである。

以上から、本論文では、古代仏教とは大きな枠組みでは国家仏教に包摂されていたと捉えられるものと結論づけた。したがって古代村落レベルの「堂」を中心とした仏教を考察することは、まさしく古代仏教全体を捉え直すことに繋がるものといえよう。

なお序章にて触れたように、民衆仏教という術語については、戦後に国家仏教と対立・対置されるものとして位置づけられてきた。しかし在地社会の仏教が国家仏教と対立するものではないことや、本論文にて指摘したように在地の仏教における受容主体としては一村落レベルまで支配者層の仏教であったことからすれば、適切な術語であるとは言い難く、今後の課題としては、民衆仏教という概念も再検討されなければならないものと考えられる。

Tang Dynasty China. Specifically, through incorporating a narrative structure from Buddhism narrative collections, *Irei ki* was created as a Japanese original document influenced by the perceptions of Kandai ji monks as well as the historical background of Regional Buddhism. The critical text analysis also revealed that, upon embracing worship and repentance in the Toh dynasty, the content of *Fuju monkou* was influenced by the sponsors of Buddhism memorial services.

Second, through the analysis of *Ryoi ki*, there were largely two strata of Buddhist groups. The first group was those who were equivalent to or higher strata than Gunji (i.e. regional rulers) who built “Tera” that had a big Buddhist monastery structure and building site. The second group was village chiefs who built “Doh” that is usually one building.

Third, the critical text analysis of *Fuju monkou* indicated that at the Buddhist service held in the Doh in rural villages, Kandai-ji monks who had a central authority and ample knowledge about Buddhism were invited as missionary and regional monks and Doh patrons were gathered and praised. This complemented religious control structure and the patrons’ village ruling. In other words, ancient Kandai-ji monks gained Buddhism knowledge through Japanese envoys to Tang Dynasty China and played an important role to intervene the structure of religious ruling in regional communities.

Significance of the Study

While prior research did not specify the relationship between National Buddhism and Regional Buddhism, this dissertation research clearly indicates the position of Regional Buddhism in the historical studies. As discussed in this dissertation, the role of Regional Buddhism was a transformation of National Buddhism. This leads to a need of reexamination of Yoshida’s pluralistic Buddhism theory that considers Buddhism was parallelly embraced among different social strata. In contrast, this study presents a new perspective that overall ancient Regional Buddhism was subsumed by National Buddhism.

Future Research

After World War II, the technical term of “Buddhism among the general public” was positioned as contrary to National Buddhism. However, as discussed in this dissertation research, Regional Buddhism was embraced primarily by a regional ruling class and also it was a transformation of National Buddhism. In this context the term “Buddhism among the general public” does not fit or cannot capture the findings of this study, and thus the term and concept need to be reexamined in future research.